

質疑・回答書

件名（施設の種類）	旧介護予防相当通所型サービス	質疑日	平成 29 年 9 月 7 日
質疑箇所	質 疑	回 答	
月途中から新たに旧介護予防相当通所型サービスを利用した場合の算定について	旧介護予防相当通所型サービスを利用するために事業所と月途中で契約した場合の算定方法は日割りとなるのか。	<p>見込みのとおり、日割りで算定となる。なお、起算日については契約日となる。</p> <p>根拠</p> <p>平成 28 年 3 月 31 日付 厚労省事務連絡 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について (上 2 つは WAM NET のサイトへのリンク)</p>	